

ご家族が被扶養者資格を失ったときは 健保組合まで届け出を!

CHECK  こんなときは被扶養者(家族)でなくなります

就職した

- 被扶養者が就職し、勤め先の健康保険の被保険者になったとき
- 被扶養者がパート先の健康保険の被保険者になったとき



収入が増えた

年間年収が130万円以上見込まれるとき(月額108,334円以上、日額3,612円以上)または、被保険者の収入の1/2以上になったとき
※60歳以上または障害年金受給程度の障害者は年収180万円以上、月額150,000円以上、日額5,000円以上



仕送り額が変わった

- 別居している被扶養者へ仕送りをやめたとき
- 仕送り額が被扶養者の収入より少なくなったとき



失業給付金の受給が始まった

●被扶養者が雇用保険の失業給付金を受給するようになり、その額が1日あたり3,612円以上になったとき
※60歳以上は5,000円以上



結婚した

- 被扶養者が結婚して結婚相手の被扶養者になったとき



離婚した

- 被扶養者が被保険者と離婚したとき



別居した

- 配偶者・子・孫・父母・祖父母・曾祖父母・兄弟姉妹以外の3親等内の親族が被保険者と別居したとき



亡くなった

- 被扶養者が亡くなったとき



後期高齢者医療制度に加入した

- 被扶養者が75歳になり、後期高齢者医療制度の被保険者になったとき



外国に移住した

- 日本国内に住所(住民票)を有しなくなったとき



誤って被扶養者のままでいるとどうなる?

被扶養者の削除は、事実が発生した日まで遡って行います。健康保険が使えるのは、扶養から外れる日の前日までであり、削除された被扶養者がこれまで保険にて病院等受診していた場合、扶養削除日まで遡って医療費、給付金を返還していただく必要があります。

届け出は5日以内に!

お勤め先経由で以下の書類を当健保組合へ提出してください。

- ①被扶養者異動届
- ②健康保険証、資格確認書
高齢受給者証、限度額適用認定証
(交付されている場合)



令和6年度被扶養者資格の再確認結果

当健保組合では、保険給付の適正化を図るため、健康保険法施行規則第50条に基づき、被扶養者となっている方の加入資格を毎年度再確認しております。対象者の皆さまには確認書類のご提出にご協力いただき、誠にありがとうございました。

令和6年度の対象者

3,830人

※令和6年4月1日現在18歳以上の被扶養者
(令和6年3月31日以前に認定された方)

左記のうち、
再確認の結果削除となった方

152人

【主な削除理由】

就職

24人

収入超過

64人

仕送り不足

13人

その他

51人

被扶養者の適正な認定についてご理解とご協力をお願いいたします